

戦略 Australia's Rabies Disease Strategy

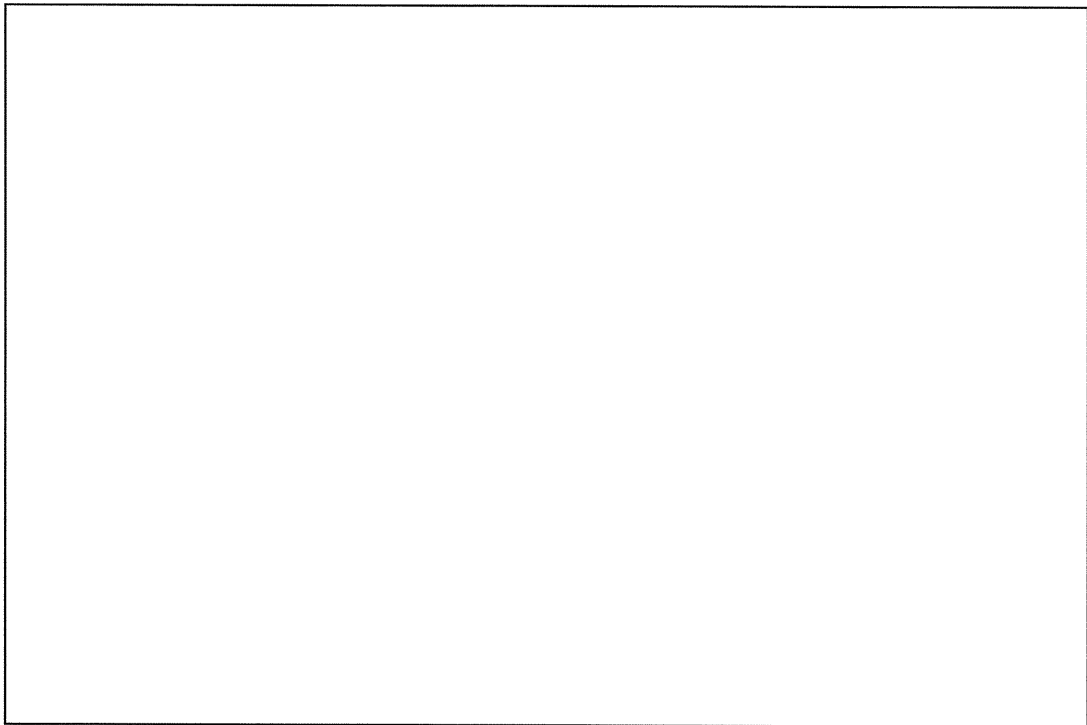
- **検疫と移動制限** Quarantine and movement controls
- **感染動物の淘汰** Destruction of infected animals
- **暴露動物の検疫、ワクチン、淘汰** Quarantine, vaccination or destruction of exposed animals
- **疑い動物の移動制限、ワクチン、検疫** Movement control, vaccination and/or quarantine of suspect animals
- **指定地区における動物のワクチン接種** Vaccination of animals in declared areas
- **野生動物調査、ワクチン** Monitoring wildlife and consider a (oral) vaccination program
- **追跡サーベイランス** Tracing and surveillance – establish source, extent, proof of freedom
- **医療と獣医療の連携** Linkage and coordination – animal health, human health and environmental agencies
- **啓発** Public awareness campaign – to facilitate public cooperation



2011.2.2

海外で起きた、犬の輸入 狂犬病事例

(検証)



OIE報告 狂犬病:フランス(2008年10月)		PARIS Cedex 15, France
Summary	report type Start date Date of first confirmation of the event Report date Date submitted to OIE Date event resolved Date of previous occurrence Nature of diagnosis: This event pertains to	immediate notification 31/10/2008 14/11/2008 17/11/2008 19/11/2008 10/05/2000 Reason for notification: Recurrence of a listed disease
New outbreaks	Outbreaks: 1 Date of start of the outbreak Outbreak status Epidemiological unit Affected animals: Affected Population Outbreak statistics:	<p>◆ <u>スペインで入手した犬をフランスに違法に持ち帰った。</u></p> <p>○発症 10/31 臨床診断 ○死亡 11/10 <u>10日目(狂犬病疑い?)</u> ○検査 11/14 4日間(検査) ○報告 11/17 ○受理 11/19 <u>19日目(行政的対応)</u></p>
Epidemiology	Source of the outbreak(s) Epidemiological comment	<p>○ 発症 → 死亡 10日間 ○ 検査 11/10-11/14 4日後(DFA)</p>
Control measures	Measure Measure	● 感染可能期間(10/16-11/10)25日間
Diagnostic test results	Laboratory name and type Tests and results: Species: Dogs - Dogs - Dogs -	◎ <u>本事例は国内全域に影響</u> ◆ 調査 11/10- 5/11 <u>6ヶ月間(終息)</u>

OIE報告 狂犬病:フランス(2008年10月)		Information received on 19/11/2008 from Dr Monique Eloit, Minister of agriculture, PARIS Cedex 15, France			
New outbreaks	Outbreaks: 1	Saint-Andre-le-Gaz, Saint-Andre-leGaz, ISERE			
	Date of start of the outbreak	31/10/2008			
	Outbreak status	Resolved (10/05/2009)			
	Epidemiological unit	Not applicable			
Affected animals:	Species -	Susceptible -	Cases -	Deaths -	Destroyed - Slaughtered
	Dogs -	4 -	1 -	1 -	0 - 0
	Cats -	2 -	0 -	0 -	0 - 0
Affected Population	A dog found in Spain and brought to France in October 2008 showed <u>clinical signs</u> on 31 October 2008, <u>died on 10 November 2008</u> and was <u>diagnosed rabid</u> on 14 November 2008				
Outbreak statistics: susceptible animals lost*	Species -	Apparent morbidity rate -	Apparent mortality rate -	Apparent case fatality rate -	Proportion
	Dogs -	25.00% -	25.00% -	100.00% -	25.00%
	Cats -	0.00% -	0.00% -	**	0.00%
	* Removed from the susceptible population through death, destruction and/or slaughter				
Epidemiology	Source of the outbreak(s) or origin of infection	Illegal movement of animals			
	Epidemiological comments	During <u>salivary excretion period</u> , from 16 October to 10 November 2008, this dog was held in Saint-Andre-le-Gaz, Isere. The strain typing show that it is a Lyssavirus, genotype 1, type Africa 1, from Morocco, very similar to strains circulating in the northern region (Al Hoceima, Taounate, Taza) <u>11 May 2009</u> , <u>no secondary cases</u> have been identified in France.			
	Up	The incubation period of rabies (a <u>6-month-period</u> according to the OIE) has expired and therefore there has been no spread of the virus and this event can be considered closed.			
Control measures	<u>Quarantine</u> <u>Stamping out</u>	No vaccination	No treatment of affected animals		

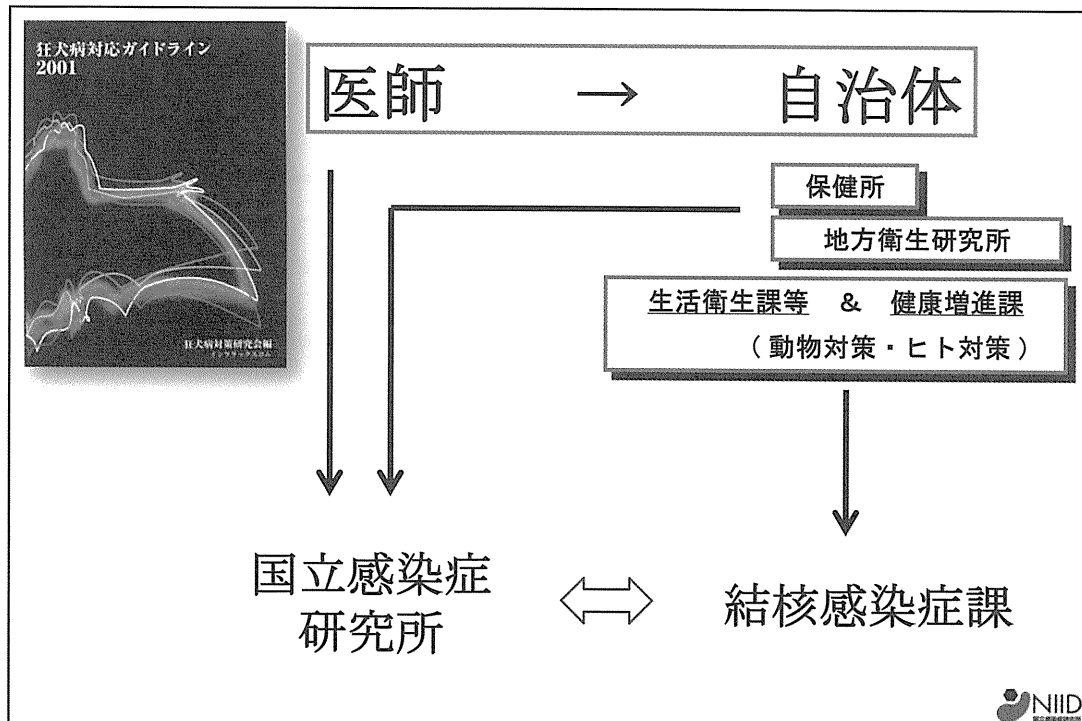
発生のシナリオ

わが国における狂犬病の感染源対策（課題）

危機管理対応（市民・獣医師・行政、学術）

○疑い事例への対応

- ◆臨床（疑い・観察）
- ◆病原体の特定（検査）
- ◆侵入・移動の足跡（疫学）
- ◆飼育動物と飼い主への予防・啓発



狂犬病が疑われた場合の対応（獣医師の役割）

(1) 疑い犬（動物）の発見

↓

(2a) 捕獲・抑留・観察

(2b) 疫学的情報の収集

- 飼育形態・生活様式
- 海外渡航歴
- 不明死した動物との接触
- ワクチン接種履歴

↓

(3) 検査（解剖）

↓

(4) 感染拡大の防止

- 疑い動物の調査・飼育犬へのワクチン接種

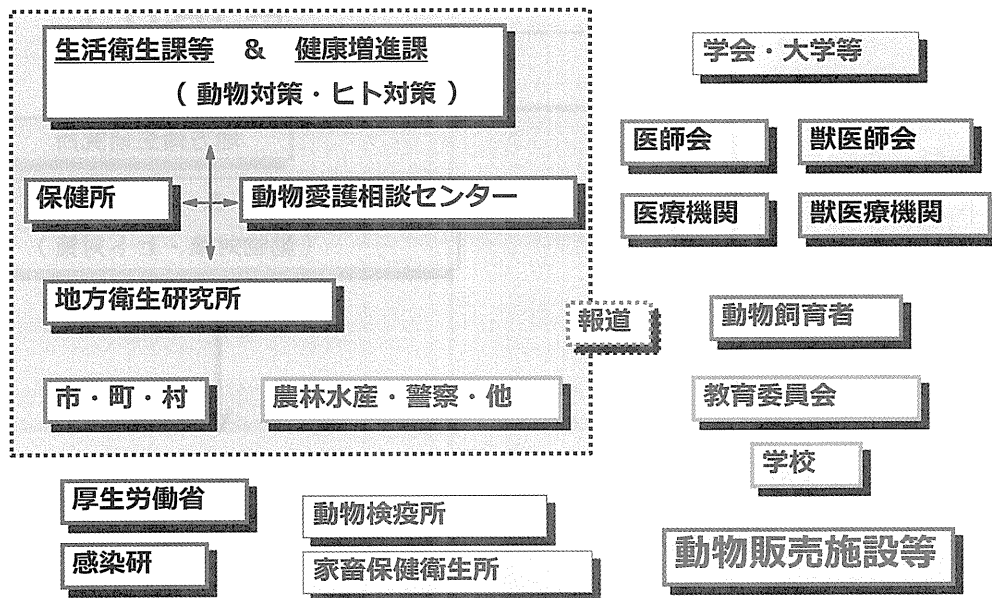
保健所



動物愛護相談
センター

衛生研究所

自治体での、狂犬病疑いから確定までの対応に参加



わが国の狂犬病対策

1. 狂犬病対策として危機管理が大事ではないか
2. そのすべてのスタートは狂犬病疑い犬の発見
3. 発見者は臨床獣医師
4. では発見できるようにするためには何が必要か
5. 発見した後の対応はどうあるべきか
6. 今こそ、それを確立しておくべきではないか

各事項の、特に5. の科学的裏付け

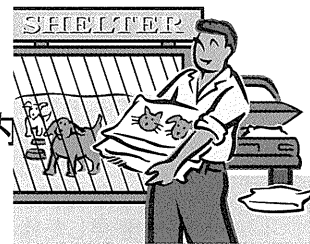
我が国の狂犬病流行の歴史

	年	犬	ヒト	家畜(猫)	
○ 奈良時代 (717):「養老律令」・狂犬を殺処分する規定	S18	1	0	0	
○ 江戸時代(1732):長崎から狂犬病の流行拡がる (1770):江戸で流行 (1791):下北地方で流行	S19	733	46	13(7)	
	S20	94	1	19(2)	
	S21	24	1	5(1)	
	S22	37	17	1	
○ 明治 (1870):東京府下で狂犬病発生 (1911):東京で大流行(年間3千頭以上)	S23	141	45	2(1)	
	S24	614	76	2(10)	
○ 昭和 19(1944):患者46名、狂犬733頭 25(1950):狂犬病予防法施行 イヌの登録/予防注射/野犬の捕獲/検疫/ 発生届出/隔離/罹患犬の隔離/ 飼い犬のけい留命令/移動制限/一斉検診... 29(1954):ヒトでの国内感染最終症例 32(1957):動物での国内最終発生(動物) 45(1970):輸入感染症例1例	S25	867	54	12(29)	
	S26	319	12	18(3)	
	S27	232	4	1	
	S28	176	3	4	
	S29	98	1	0	
	S30	23	0	0	
	S31	6	1(?)	0	
	S32	0	0	(1)	
	○ 平成 18(2006):輸入感染症例2例				

200年以上の流行

犬の登録・予防注射の徹底に向けて

- 厳正な法施行
 - 飼主に対する説明・指導(告発)
 - 抑留の徹底
- 国民への普及啓発
 - ポスター、リーフレット等による案内
 - ホームページ等の活用
- 関係者との連携
 - 獣医師会
 - 動物取扱業者・ペット販売業者・ペットフード関連事業者など



狂犬病対策の有効性評価に関する研究

- ・ 犬等の輸入検疫制度改正により狂犬病の侵入対策は強化
- ・ 不法上陸や侵入動物による狂犬病侵入リスクに対する対策強化が必要
- ・ 狂犬病予防注射により発生時の狂犬病拡大の予防及び人への感染リスク低減が可能
- ・ 自治体における検査態勢の強化とともに野生動物も含めたサーベイランス体制の構築、発生時の対応マニュアルの整備等が今後も必要

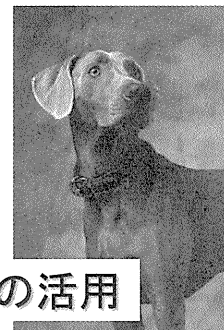
(平成16年度厚生科学特別研究(主任研究者;井上智)報告書)

自治体における狂犬病（動物由来感染症）対策の強化

- 公衆衛生担当部局における感染症担当と動物対策担当との連携
- 公衆衛生と家畜衛生の連携
- 動物管理(指導)センターの機能強化
獣医師の確保、高度な検査・診断、相談窓口の設置等
- 連携ネットワークづくり
診療獣医師と医師、それら関係機関と自治体の情報交換・協議のためのネットワークの構築・整備

体制の整備に向けて

- 対応マニュアルの作成
 - ・それぞれ自治体に合ったマニュアル
- 訓練の実施
 - ・マニュアルは機能するか、新たな課題の発見
- 検査体制の整備
 - ・検査場所、採材手技
- 関係機関・団体との連携、情報共有
 - ・最新情報の共有、対応の円滑化
 - ・狂犬病対策の意識向上



➡ 動物由来感染症予防体制整備事業の活用

狂犬病対策推進のためのそれぞれの役割

狂犬病に対する確かな認識をもって、連携し、それぞれの役割を果たすことが重要

*行政機関（国・都道府県、市町村）

- ・ 厳正な法施行
- ・ 発生時の対応（マニュアル作成、訓練等）
- ・ 関係機関との連携
- ・ 正確な情報提供
- ・ 研修会等の開催

*犬の飼い主

- ・ 登録、予防注射の確実な実施

*専門家

- ・ 調査、研究、知見・技術提供 など

狂犬病の発生時の机上訓練概要について

美馬保健所
生活衛生担当

目的：

狂犬病発生事例のシミュレーションを実施することによって、動物由来感染症（狂犬病）発生時の危機管理体制の整備（強化）を図る。

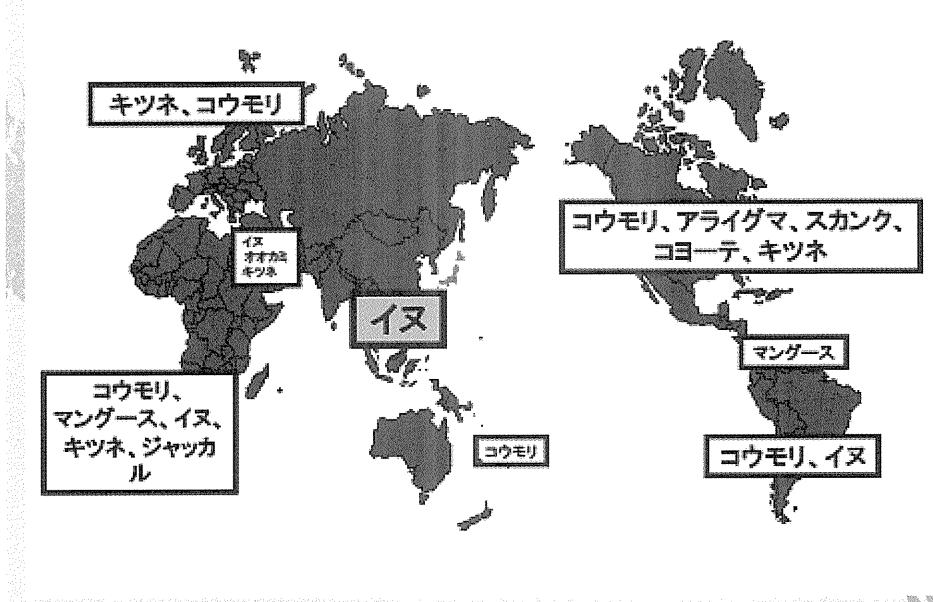
意義：

- ① 迅速かつ適切な危機管理体制の整備を図る。
- ② 事例を具体的に経験（訓練）する。
- ③ 関係機関の連携強化を図る。
- ④ 問題点を検証する。

世界の狂犬病発生状況(2011年4月)



世界各地の狂犬病媒介動物



狂犬病の発生状況（国内）

- ◆ 1950年（狂犬病予防法施行）
ヒト 54名 犬 867頭 ねこ 29頭
- ◆ 最後の報告
犬 1956年 6頭
ねこ 1957年 1頭
- ◆ 輸入例
1970年 ネパールで犬に咬まれ発症
2006年 フィリピンで犬に咬まれ発症 2名

主な狂犬病予防対策として

- 1 狂犬病予防法に基づく国内の動物（犬）対策
- 2 感染症法に基づく国内（帰国者含む）の人対策
- 3 海外から持ち込まれる動物対策
⇒ 不法上陸犬等の問題
- 4 狂犬病発生時に備えた対策 = 危機管理
⇒ 徳島県狂犬病対応マニュアル

徳島県における狂犬病発生時の対策 ⇒ 危機管理体制の整備

- 1 徳島県動物由来感染症対策検討会の設置 (平成16年)
- 2 徳島県狂犬病対応マニュアルの作成 (平成18年)
- 3 各保健所動物由来感染症対策協議会の設置 (平成18年～)
- 4 狂犬病発生時のシミュレーションの実施 (平成19年)
- 5 マニュアルの検証、技術研修 (平成20年～)

● 県内対応事例

平成22年度 阿南保健所管内

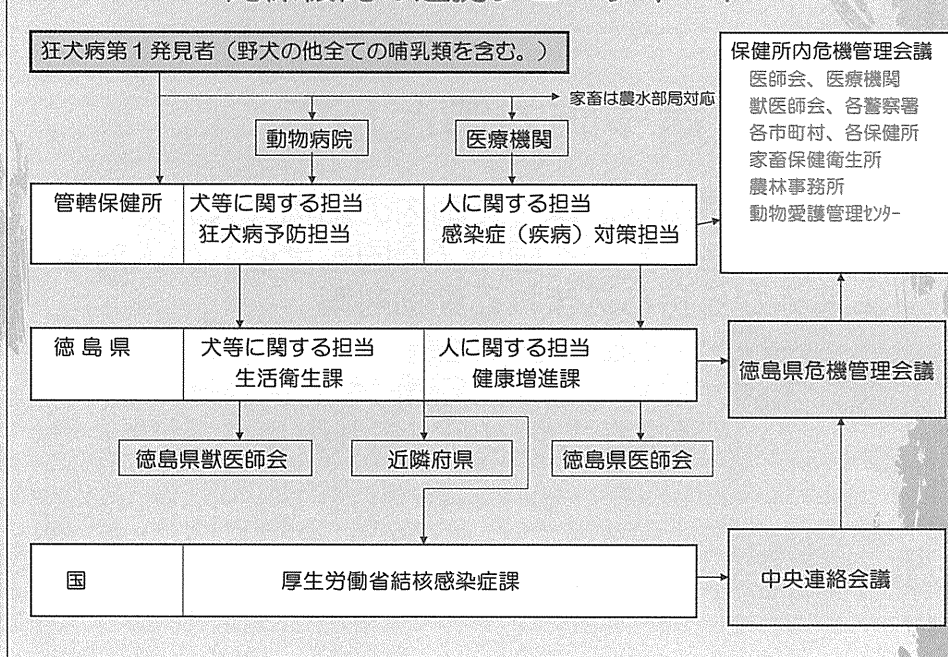
フィリピンで飼い犬（狂犬病予防注射未接種）に咬まれた女性
2回目以降の曝露後ワクチネーション実施

美馬保健所管内

フィリピンでネコ（咬傷後所在不明）に咬まれた女児
2回目以降の曝露後ワクチネーション実施

※ ヒト用狂犬病ワクチンについては、県内病院での保有なし
薬務課で緊急用として1本保有

関係機関の連携フローチャート



探知と感染源調査

第1日目(11月1日)

管内動物病院の獣医師から狂犬病によく似た症状を呈した犬の相談

- ・当該犬が狂犬病の疑いあり
- ・接触動物の販売、咬傷被害者が判明
- ・感染源、当該犬の行動、接触者等の調査・分析の開始
- ・被害者、接触者、接触動物対策を協議
- ・当該犬及び接触動物の措置(生活衛生課)、人のワクチン確保準備(健康増進課)

同日夕方

当該犬が、他県の動物取扱業者施設内で吸血コウモリと接触していた可能性が判明。



第2日目(11月2日)

- ・狂犬病の疑いが強まる
 - ・現地危機管理会議(西部総合県民局)
 - ・危機管理会議(県庁)を設置
 - ・国への情報提供
 - ・接触者への曝露後ワクチネーション開始
 - ・聞き取り調査
- } 対策協議

確定診断までの対応

第3日目(11月3日)

- ・当該犬死亡
- ・解剖・採材(動物愛護管理センター)
- ・検査(保健製薬センター)
- ・確定診断(国立感染症研究所)
- ・陽性対応の準備
- ┌・Q&A等の作成
- └・公表

第4日目(11月4日)

- ・狂犬病陽性
 - ・徳島県危機管理対策本部
 - ・現地危機管理対策本部
- } 対策協議・指示

徳島県危機管理対策本部の実施事項

構成：危機管理部、保健福祉部、県民環境部、農林水産部、警察本部

* 現状把握及び分析

* 中央連絡会議（国）等との引き続いた協議及び連携 国及び近隣府県との連携（連絡）及び調整

* 狂犬病予防法等に基づく法的措置及び指示 係留命令・交通の遮断（制限）・犬の移動禁止等

* 関連部局及び危機管理会議との調整及び指示 人（医療）対策、犬対策、野生鳥獣対策、家畜対策、交通・住民対策

* 報道対策 迅速且つ正確な情報提供による風評被害及びパニックの防止

役割分担

- ◆ 市町村、獣医師会：
ワクチン接種、住民への啓発指導、登録台帳の整理確認・狂犬病予防注射歴、不審死の情報提供、死亡届・転入・転出届が提出された飼い主と飼育者をリストアップ、(対応可能病院リストの作成)
- ◆ 医師会、医療機関：
人用ワクチンの確保と接種、院内従事者への狂犬病に関する研修、曝露後ワクチン接種患者の報告
- ◆ 警察・消防：
市町村と連携をとりながらペット動物の遺棄防止対策、咬傷事故の発生時の報告
- ◆ 生活衛生課：
発見者からの聞き取り、感染源・接触者・接触動物調査、接触者・接触動物のリストアップ、犬の隔離観察、相談窓口の設置
- ◆ 健康増進課：
咬傷被害者の状況確認、接触者調査、人用ワクチンの入手先の検討と確保、ワクチネーションのための医療機関の調整、接触者・接触動物のリストアップ、相談窓口の設置
- ◆ 環境担当：
野生動物の異常行動・不審死の情報提供
- ◆ 動物愛護管理センター：
犬の隔離観察、動物の致死処分、検体採材、検体の搬送、発生エリア内での徘徊犬の抑留、パトロール強化、センター収容動物の観察
- ◆ 保健製薬環境センター・国立感染症研究所：
確定診断

県民局危機管理会議の実施事項

構成：医師会、獣医師会、各警察署、各市町村、保健所
動物愛護センター、家畜保健衛生所、西部総合県民局

* 現地疫学調査

* 狂犬病予防法に基づく措置

⇒動物の遺棄防止・咬傷事故の情報提供
⇒市町村・獣医師会との連携

* 四類感染症対策

⇒住民対策
⇒医師会・医療機関・市町村との連携

* その他の動物の感染状況

⇒畜産動物・野生動物対策
⇒家畜保健衛生所等との連携

11月1日

第1日目

前提条件

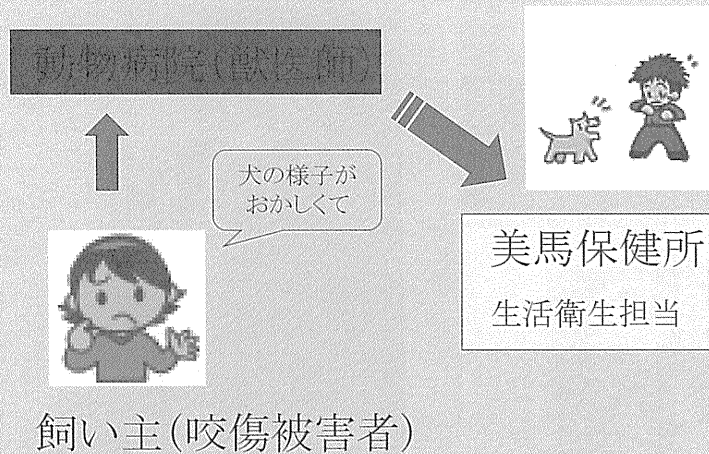
- ◆ 美馬保健所（以下保健所とする。）管内で発生
- ◆ 管内の動物病院獣医師から保健所へ相談がある。
- ◆ 稟告及び臨床症状により狂犬病が疑われる。

動物病院

- ◆ 保健所への届出



咬傷事故の探知



発見者等からの聞き取り内容

- ◆ 生後4ヶ月 ミニチュアダックス オス
- ◆ 初診
- ◆ 2日前から食欲不振。
- ◆ 今朝からゲージの枠を咬む、落ち着きがない、ゲージ内を動き回る、鳴き声がおかしい、暴れる、舌が垂れている。
- ◆ 狂犬病予防法に基づく登録注射なし。
- ◆ ジステンパーの予防注射済み。

狂犬病を発症した犬の症状



- 狂犬病を発症した犬 - (昭和20年代)



発見者からの聞き取り調査票による聞き取り

(様式1) 発見者からの聞き取り調査票

動物の所有者 (野外での発見者の場合は発見者)	氏名	
	住所 (家庭番号)	
動物の所在地(所有者住所と異なる場合)		
種別	名前	
	年齢	
品種	毛色	
	性別	
特徴	登録年月日: 年 月 日 登録番号:	
	狂犬病予防ワクチンの有無: 有 無 狂犬病ワクチンの接種実施時期(直近の接種) 年 月 日 その他の特徴(自由記載):	
動物等の状況	飼育形態 (野外での発見の場合)発見時の状況	
	入手経路・時期: 国内生まれ・輸入動物(検疫場所: , 期間:)	
	他の動物との接触の有無・可能性	
	海外渡航者・外国人との接触の有無・可能性	
	咬傷事故の有無(直近15日間): 有 無 (有の場合) 発生日時・場所: 咬傷動機: 事故の概要: 被害者・動物の有無: 被害の内容:	
症状等	注)被害者の氏名・年齢・住所・電話番号・被害部位・被害の程度・被害後の処置内容は別に聞き取り	
	発症日時	発症場所
	症状の詳細	
	発症後の措置	
	氏名	
	住所 (家庭番号)	
	診断年月日	
	診断機関	

事故発生届 の提出

様式第10号(第15条関係)
その2

事 故 発 生 届

年 月 日

徳島県西条総合農林局 殿

届出者 住所 年 月 日 生
氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

犬が人の生命又は身体に害を加えたので、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出を 申し た犬	登録番号			
	種類			
	性別			
	毛色			
	名			
	狂犬病の 予防注射 の有無	狂犬病予 防注射済 済の番号		
事故発生の日時				
事故発生の場所				
事故の内容				
被害者	住所			
	氏名			
	電話番号			
備考に事故を 起こしたこの有無 その他参考と なる事項				

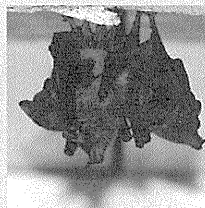
聞き取り概要

当該犬について

- 10月1日に他県動物取扱業者から購入
- 10月29日からあまり食べなくなり、症状は悪化
- 購入先業者で繁殖、飼育
- 自身の飼育施設で、犬3匹と同じケージに入れていたことがある
- 今朝右手に咬傷

他県動物取扱業者について

- 輸入動物等手広く扱っている
- 先日海外で珍しいコウモリを買った



同居犬(3匹)について

- 今年3月に知人から譲渡された。
- 現在、当該施設内におり健康。
- 今年4月に狂犬病とジステンパーなど予防注射済み
- 咬傷犬との接触あり